

# 物件明細書

売却区分番号	3-3	土地・建物	
見積価額	872,000 円	公売保証金	90,000 円
財産の表示	<p>(土地)</p> <p>所在地 霧島市溝辺町有川字陵北          地番 626 番 69          地目 宅地          地積 756.58 平方メートル</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>所在地 霧島市溝辺町有川字陵北 626 番地 69          家屋番号 626 番 69          種類 居宅          構造 木造セメント瓦葺平家建          床面積 91.15 平方メートル</p> <p>(附属建物の表示)</p> <p>符号 1          種類 畜舎          構造 木造セメント瓦葺平家建          床面積 55.59 平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上不動産登記事項証明書による表示</p>		
	公法上の規制	・都市計画区域外	
接道状況	・北東側が約 5m の市道と接面しています。		
地盤・地勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤：北東側道路より約 1~1.5m 低くなっています。</li> <li>・地勢：普通</li> </ul>		
使用状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋番号 626 番 69</li> <li>昭和 55 年 5 月 31 日新築</li> <li>上水道、合併浄化槽、据え置き型の太陽光発電設備があります。</li> </ul>		
管理状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋番号 626 番 69</li> <li>外壁にはしみ・変色があります。建築後 44 年経過し、物理的劣化が進んでいます。特に浴室は、設備も古く、劣化が著しく進んでいます。詳細はその他の現況写真「①浴室」をご確認ください。また、屋根には太陽光発電設備が設置されています。「②太陽光発電設備」をご確認ください。</li> <li>・附属建物 符号 1</li> <li>物理的劣化が著しく廃材等が散在しています。</li> </ul>		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混在財産（土地・建物一括公売）</li> <li>・建物の解体・建替・増改築を行う場合は、建築基準法上の取り扱いについて行政</li> </ul>		

# 物件明細書

	<p>庁との事前協議が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・残置物が多数あります。(残置物処分の承諾書有)</li><li>・太陽光発電設備を利用される方は、買受後名義変更の手続きが必要となります。</li><li>・物件の状況は、令和6年6月時点のもので、現況が変動している場合があります。</li></ul>
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・国税徴収法第92条ならびに第108条に該当する者は、公売に参加することはできません。</li><li>・国税徴収法第99条の2の規定により『暴力団員等に該当しない旨の陳述書』の提出が必要です。なお、虚偽の陳述等を行った者については、国税徴収法第189条の罰則が適用されます。</li><li>・代理人が入札する場合は委任状の提出が必要です。</li><li>・公売保証金を納めなければ入札できません。</li><li>・開札は入札者の面前で行い、見積価額以上で最も高い価額で入札された方を最高価申込者として決定します。</li><li>・売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたときは、その売却決定を取り消します。</li><li>・公売財産は現状渡しです。市は公売財産に係る瑕疵担保責任を負いません。買受希望財産について、公簿や現況確認等により必要な情報収集を行ってください。</li><li>・市は、不動産の直接の引き渡しは行いません。公売財産内に居住者が存在する場合の明渡請求や公売財産に動産がある場合の取り扱いなどについて、全て買受人の責任において行うこととなります。</li><li>・地積及び床面積は、登記事項証明書の表示によります。土地の境界については隣接地所有者と協議してください。市は、関与いたしません。</li><li>・土壌汚染やアスベストに関することなどの専門的な調査は行っておりません。</li><li>・所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づき、市が行います。所有権移転に伴う費用は買受人の負担となります。</li><li>・適格請求書発行事業所の所有する消費税課税財産については、消費税法施行令第70条の12第5項に基づき買受人の求めに応じて、霧島市が適格証明書を交付します。</li></ul>

# 物件明細書

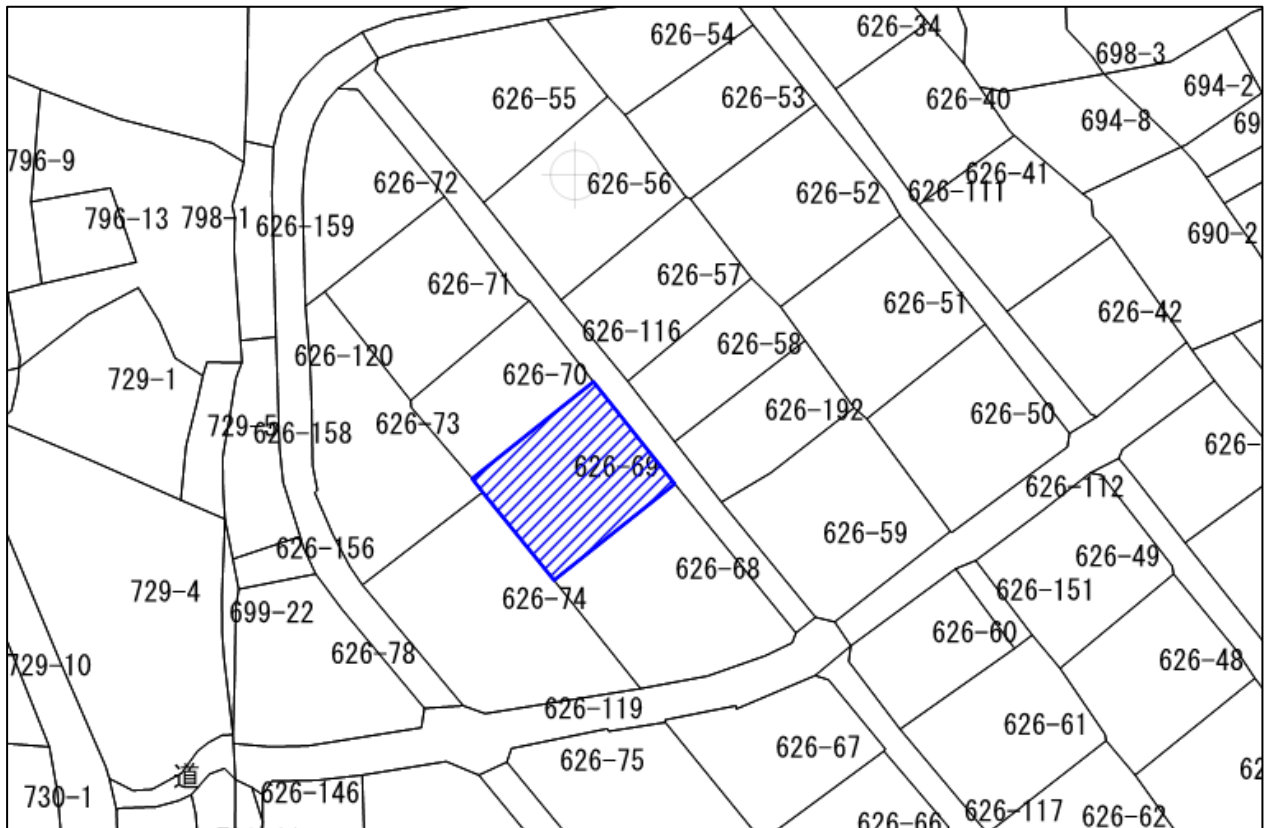
売却区分番号

3-3

所在図



地籍図



# 物件明細書

売却区分番号	3-3
--------	-----

各階平面図



# 物件明細書

売却区分番号

3-3

現況写真①



現況写真②



# 物件明細書

売却区分番号	3-3	その他の現況写真
		
 <p data-bbox="619 1014 778 1070">① 浴室</p>		
 <p data-bbox="483 1104 778 1160">② 太陽光発電設備</p>		
 <p data-bbox="579 1944 778 2000">附属建物内</p>		

※現況の写真は、令和6年6月に撮影したものです。